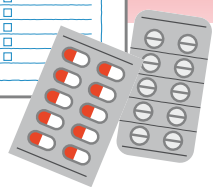


内服薬
様ジェネリック医薬品の
利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を相談するか、被保険者証送付時に同封した「ジェネリック医薬品希望シール」を貼った被保険者証、または「おくすり手帳」を医療機関や薬局の窓口に提示してください。

「ジェネリック医薬品希望シール」は下記担当窓口でもお渡しします。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、これまで効き目や安全性が実証されてきたお薬と同等と確認された上で製造、販売が認可されています。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より5割程度、中にはそれ以上安くなるものもあります。

問合せ／国民健康保険担当（内線1215～1217）

ご存じですか？
「ポリファーマシー」

多くの薬を服用していることが原因で、副作用を起こしたり、きちんと薬が飲めなくなったりしている状態を「ポリファーマシー」といいます。

特に高齢になると、肝臓や腎臓の働きが弱くなり、薬を分解したり、体の外に排泄したりするのに時間がかかるようになります。また、薬の数が増えると、薬同士が相互に影響し合うこともあります。そのため、薬が効きすぎてしまったり、効かなかったり、副作用が出やすくなったりします。

薬を飲んでいて「なにか変だな」「いつもと違う」と感じたら、必ず医師や薬剤師に相談しましょう。また、自分の処方されている薬が分かるように、お薬手帳を持ち、

お薬手帳は一冊にまとめておきましょう。



問合せ／
国民健康保険担当
（内線1215～1217）

知ろう 海のごみのこと
考えよう 私たちにできること

わたしたちが生きている地球には、豊かで美しい海や川があります。たくさんの生き物が暮らしています。

そんな素晴らしい地球で、海のごみが大きな問題となっています。今、わたしたちに何ができるのでしょうか？

海洋プラスチックごみについて
考えてみませんか？

現在、世界全体で、年間約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出しているとの報告があり、このままでは、2050年には、海洋中のプラスチックごみの重量が海にいる魚の重量を超えるとの予測もあります。

海洋プラスチックごみの約8割が陸域からの流入とされていますので、結局のところ自分たちのまちから出たごみが海のごみとなっています。一人一人が海のごみについて考えてみませんか？

北海道が、将来を担う子どもたちに、現状を知ってもらうことを目的とした動画とパンフレットを作成していますので、ご覧ください。

「教えて海のごみ！」

<https://youtu.be/JP4kiQke2hA>

・動画、パンフレットに関する問合せ

北海道環境生活部循環型社会推進課 TEL011-204-5198

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



バス・ハイヤー共通利用券の申請を受け付けています



高齢者及び障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券（2万円分）の申請を随時受け付けています。

別海市街地周辺のほか、西春別地区、尾岱沼地区の方も利用できますので、次の点を確認の上、申請してください。

対象者

下記に該当する方で、本人と世帯に属する方の住民税課税標準額が定める額を超えない方

【高齢者バス・ハイヤー共通利用券】

- ・本町に居住する満70歳以上の方

【障がい者（児）バス・ハイヤー共通利用券】

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか所持する方
- ・上記手帳を有し、特別支援学校に在学する方（親権者が町内に居住）

※第1種の障害者手帳所持者、12歳未満の障がい児は、申請により介護者1人分の利用券の対象となります。

よくある質問

Q世帯に家族の車があっても該当になりますか。

A世帯に家族や本人の車があっても対象になります。

Q施設入所者でも該当になりますか。

A本人がバスやハイヤーを利用できる方は対象となります。

Q課税世帯でも該当になりますか。

A課税世帯でも対象になる可能性があります。

住民税課税標準限度額について

本人または世帯に属する方の住民税課税標準額が、規定する額を超える場合は対象となりません。限度額については下記担当までお問い合わせください。

共通利用券の有効期間

令和5年6月30日(金)まで

共通利用券活用のポイント

- ・バスは、阿寒バス株式会社、くしろバス株式会社、根室交通株式会社が運行する、根室・釧路管内の各路線が対象となります。根室市や釧路市行きの路線にも使用できます。
※都市間バスには使用できません。
- ・ハイヤーは、西別ハイヤー有限会社が利用できます。受給登録者複数名で乗車し、お互いの共通利用券を使用することで、個人の運賃負担を軽減することができます。
※行き先によっては回送料がかかる場合があります。

受給登録者証について

共通利用券を使用する時は、必ず受給登録者証の提示が必要となります。

初めて申請される方、または前年度の受給登録者証から写真を変更したい方は、顔写真の提出をお願いします。顔写真については、次の点にご注意ください。

- ・大きさは、縦4センチ以上、横3センチ以上としてください。
- ・帽子やサングラスを着用せず、最近撮影したものとしてください。
- ・スナップ写真、コンビニプリントでも問題ありません。

申請先

役場福祉課窓口または各支所、各連絡事務所

※必ず印鑑をお持ちください。

問合せ／社会・障がい福祉担当（内線1310）

障がいのある方への虐待についてご相談ください

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」では、障がいのある方の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや障がいのある方を養護する人に対して支援措置を講じることなどが定められています。

また、虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した方は、速やかに市町村に通報することが義務付けられています。

障がいのある方への虐待や、その疑いがある場合は、下記窓口へご連絡・ご相談ください。

※虐待の届け出、通報した方の個人情報を守られます。

通報・問合せ／社会・障がい福祉担当
（内線1310～1312）